（四十九）	天井を令第百十二条第四項第一号の認定を受けたものとする建築物
（五十）	防火設備を令第百十二条第十二項ただし書の認定を受けたものとする建築物
（五十一）	防火設備を令第百十二条第十九項第一号の認定を受けたものとする建築物
（五十二）	防火設備又は戸を令第百十二条第十九項第二号の認定を受けたものとする建築物
（五十三）	防火設備を令第百十二条第二十一項の認定を受けたものとする建築物
（五十四）	防火設備を令第百十四条第五項において読み替えて準用する令第百十二条第二十一項の認定を受けたものとする建築物
（五十五）・（五十六）	（略）
（五十七）	防火設備を令第百二十六条の二第二項第一号の認定を受けたものとする建築物
（五十八）	（略）
（五十九）	令第百二十八条の六第一項の認定を受けたものとする区画部分を有する建築物
（六十）	令第百二十九条第一項の認定を受けたものとする階を有する建築物
（六十一）～（六十六）	（略）

（四十九）	令第百十二条第四項第一号に係る認定書の写し
（五十）	（略）
（五十一）	令第百十二条第十九項第一号に係る認定書の写し
（五十二）	令第百十二条第十九項第二号に係る認定書の写し
（五十三）	令第百十二条第二十一項に係る認定書の写し
（五十四）	令第百十四条第五項において読み替えて準用する令第百十二条第二十一項に係る認定書の写し
（五十五）・（五十六）	（略）
（五十七）	令第百二十六条の二第二項第一号に係る認定書の写し
（五十八）	（略）
（五十九）	令第百二十八条の六第一項に係る認定書の写し
（六十）	（略）
（六十一）～（六十六）	（略）

（四十八）	天井を令第百十二条第三項第一号の認定を受けたものとする建築物
（四十九）	防火設備を令第百十二条第十一項ただし書の認定を受けたものとする建築物
（五十）	防火設備を令第百十二条第十八項第一号の認定を受けたものとする建築物
（五十一）	防火設備又は戸を令第百十二条第十八項第二号の認定を受けたものとする建築物
（五十二）	防火設備を令第百十二条第二十項の認定を受けたものとする建築物
（五十三）	防火設備を令第百十四条第五項において読み替えて準用する令第百十二条第二十項の認定を受けたものとする建築物
（五十四）・（五十五）	（略）
（五十六）	防火設備を令第百二十六条の二第二項の認定を受けたものとする建築物
（五十七）	（略）
（新設）	
（五十八）	令第百二十九条第一項の認定を受けたものとする階のある建築物
（五十九）～（六十四）	（略）

（四十八）	令第百十二条第三項第一号に係る認定書の写し
（四十九）	（略）
（五十）	令第百十二条第十八項第一号に係る認定書の写し
（五十一）	令第百十二条第十八項第二号に係る認定書の写し
（五十二）	令第百十二条第二十項に係る認定書の写し
（五十三）	令第百十四条第五項において読み替えて準用する令第百十二条第二十項に係る認定書の写し
（五十四）・（五十五）	（略）
（五十六）	令第百二十六条の二第二項に係る認定書の写し
（五十七）	（略）
（新設）	
（五十八）	（略）
（五十九）～（六十四）	（略）